

平成27年度
京都市食品衛生監視指導計画

京 都 市

目 次

I	京都市食品衛生監視指導計画の基本事項	1
II	平成27年度京都市食品衛生監視指導計画の特色	3
III	監視指導の実施体制、関係機関との連携、市民及び食品等事業者との協働	4
IV	監視指導の実施	5
V	食品等の試験検査の実施	7
VI	緊急管理体制の整備と強化	8
VII	食品等事業者による自主的な衛生管理の推進	9
VIII	リスクコミュニケーションの推進	10
IX	食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上	12
《 参考資料等 》			
	食品供給工程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目(別紙1)	13
	平成27年度 収去検査計画表(別紙2)	15
	平成27年度 市内保健センターにおける監視指導計画表	17
	平成27年度 中央卸売市場第一市場内(衛生環境研究所生活衛生部門)における監視指導等計画表	18
	平成27年度 中央卸売市場第二市場内(衛生環境研究所食肉検査部門)における監視指導等計画表	19
	用語説明	20

I 京都市食品衛生監視指導計画の基本事項

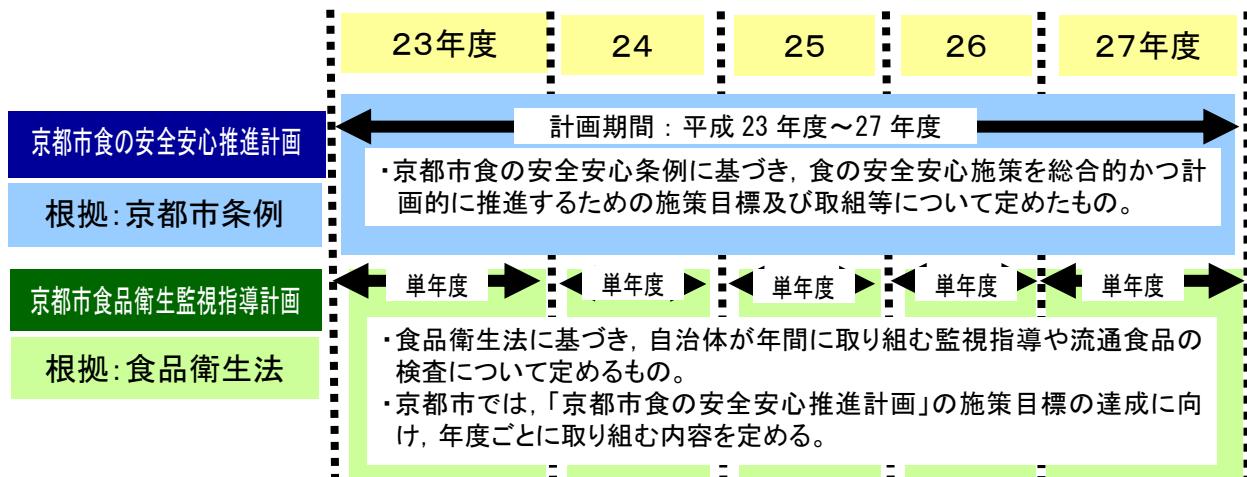
1 京都市食品衛生監視指導計画の基本方針

京都市では、平成22年4月に市民及び観光旅行者等の健康保護を目的とし、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」（以下「京都市食の安全安心条例」という。）を施行しました。本条例では、3つの基本理念にのっとり、京都市、食品等事業者及び市民等が、それぞれの責務や役割を担い、食の安全安心施策に取り組むこととしています。その施策目標や取組内容を具体化するため、平成23年

4月に「京都市食の安全安心条例」第9条に基づき、「京都市食の安全安心推進計画」を策定しました。「京都市食の安全安心推進計画」では、京都らしい2要素（①京の食文化の継承、②「大学のまち京都・学生のまち京都」の特色を活かした取組の推進）を取り入れ、生産から製造、加工、販売、消費に至る各段階で食の安全安心が確保されるよう、食品等事業者に対する監視指導、流通食品の検査、リスクコミュニケーション等の取組を盛り込んでいます。

「平成27年度京都市食品衛生監視指導計画」は、食品衛生法第24条に基づき、京都市が平成27年度に実施する食品等事業者に対する監視指導及び食品検査の内容等を定めるとともに、「京都市食の安全安心推進計画」の施策目標を着実に達成するため策定するものです。

2 京都市食の安全安心推進計画と京都市食品衛生監視指導計画の関係



3 平成27年度京都市食品衛生監視指導計画の実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

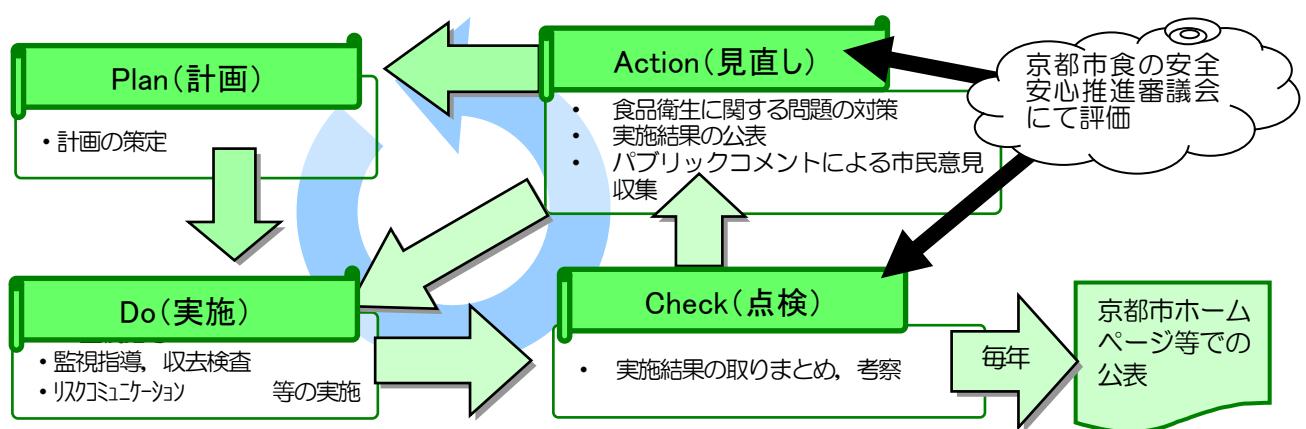
4 京都市食品衛生監視指導計画の評価・公表

計画に基づき実施した監視指導等の結果については、*京都市食の安全安心推進審議会に報告し、評価を受けた後、翌年度の6月30日までに公表します。

5 次年度計画の策定

以下に示すP D C Aの考え方に基づき、食品衛生に関する問題や前年度の京都市食品衛生監視指導計画の実施結果、市民や関係事業者、関係団体からのパブリックコメント及び京都市食の安全安心推進審議会からの意見を受け、次年度計画を策定します。

《京都市食品衛生監視指導計画 計画→実施→点検→見直しの流れ》



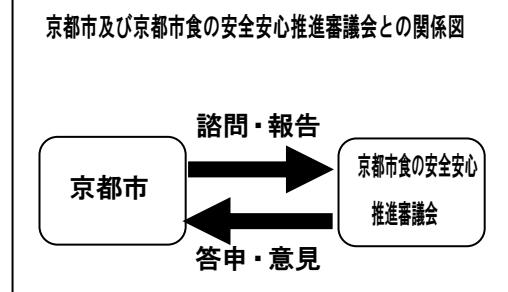
※ 京都市食の安全安心推進審議会とは

「京都市食の安全安心条例」に基づき、市長からの諮問に応じて食の安全安心に係る重要施策について審議する機関です。現在、市民、学識経験者、食品関係団体、消費者団体の代表者12名から構成されています。平成22年4月に設置し、これまで「京都市食の安全安心推進計画」の策定に係る審議やその他食の安全安心施策に関する意見交換等を行ってきました。いただいた意見については、食の安全安心行政への反映を図っています。

また、審議結果については、保健医療課ホームページに掲載しています。

(URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000126560.html>)

京都市及び京都市食の安全安心推進審議会との関係図



Ⅱ 平成27年度京都市食品衛生監視指導計画の特色

① 京の食文化を代表する和食及び和菓子のさらなる安全性確保



「和食」がユネスコの世界無形文化遺産に登録されて注目を浴びる中、「京都市食の安全安心推進計画」では、京の食文化を代表する食品の安全の確保に取り組むこととしています。

平成27年度は、26年度に引き続き、「和食」（京料理、おうざい）及び「和菓子」の製造・提供施設に対する監視指導を行うとともに、収去（抜取り）検査による科学的知見に基づいた衛生指導を行い、京の食文化を代表する食品のさらなる安全性の確保に努めます。

② 食品のアレルギー物質に関する指導及び検査の実施

京都市では、食物アレルギーによる健康被害の未然防止を図るため、表示が義務付けられている「乳」や「卵」など、7種類のアレルギー物質検査を実施しています。

平成27年度は、さらに検査検体を拡大し、市内で製造・流通する食品の適切なアレルギー表示を確認することで、アレルギー物質を含む食品による健康被害の未然防止を図ります。



③ ノロウイルス・カンピロバクターによる食中毒予防の強化



近年の食中毒事件の傾向として、ノロウイルス及びカンピロバクターを原因とする食中毒が全体の6割を超えていきます。

このため、ノロウイルスによる食中毒が多発する冬期を迎える前に、宿泊施設や大規模調理施設等に対する監視指導を行い、衛生管理の周知徹底を図ります。

また、カンピロバクターによる食中毒を引き起こす可能性がある生や加熱不十分な鶏肉の提供を控えるよう、飲食店等での収去（抜取り）検査を実施し、科学的根拠を示して食品等事業者に注意喚起を図るとともに、消費者への啓発も推進します。

④ 参加型リスクコミュニケーションの推進

市民の皆様自らが食品の安全性について考え、体験し、理解を深めていただく場として、参加型リスクコミュニケーションを積極的に推進します。

平成27年度は、食品表示体験学習会や体験型手洗い講習会など、これまでの実施状況も踏まえつつ、地域の特性や実状に応じたリスクコミュニケーションを推進します。



⑤ 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進



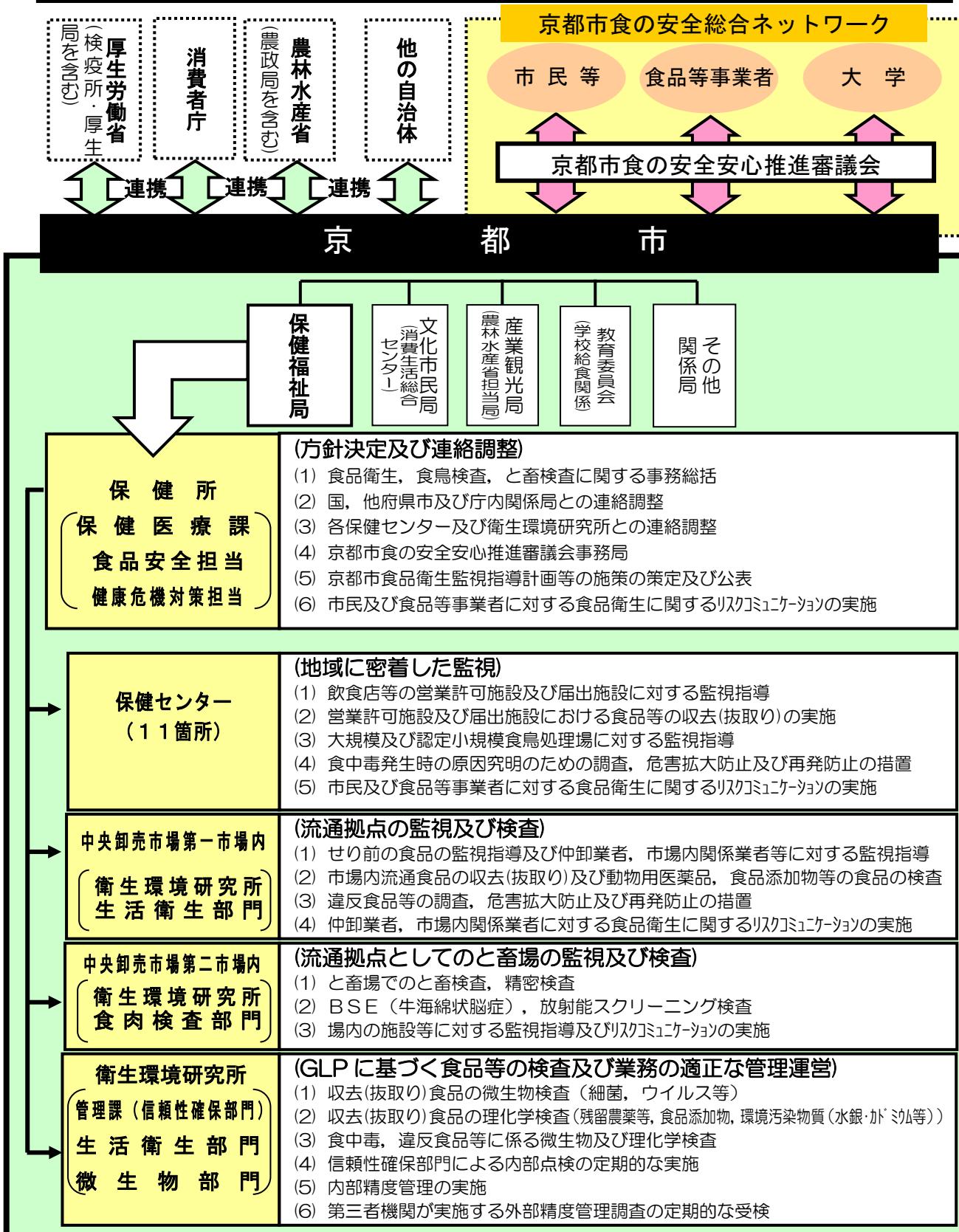
食品に係る健康危害の発生を未然に防止するためには、食品等事業者が自ら衛生管理を推進し、食品の安全性を確保することが何よりも重要です。

京都市では、さらなる食品の安全性の向上を図るため、従来の基準に加え、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準を「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」に規定し、京都市独自の制度「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」とともに導入を推奨することで、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を図ります。

III 監視指導の実施体制、関係機関との連携、市民及び食品等事業者との協働

京都市では、保健所、保健センター及び衛生環境研究所がそれぞれの役割のもと、互いに連携し、食品等事業者に対して効果的な監視指導及び食品の収去（抜取り）検査を実施するとともに、国、他自治体等の関係機関と連携を図り、情報の共有及び調査協力等を行います。

また、市民等や食品等事業者、大学及び京都市とが、京都市食の安全安心推進審議会を機軸に情報共有を図る「食の安全総合ネットワーク」を推進します。



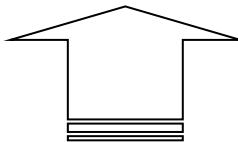
IV 監視指導の実施

「食品衛生法」、「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」、「京都市食の安全安心条例」、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」、「ふぐの処理及び販売の規制に関する条例(京都府条例)」、「食品行商衛生条例(京都府条例)」等の法令遵守の徹底を図り、市内に流通する食品の安全性を確保するため、食品関係施設に対して監視指導を実施します。

1 監視指導に関する基本事項

食品関係施設への監視指導を実施するに当たり、過去に食中毒、違反や苦情が発生した施設、食中毒の危険性が高い食品等を取り扱う業種など5段階に区分して、下図の監視指導項目に基づき監視指導を実施します。

年間監視指導回数		
区分	目標回数	対象施設(業種)
A	常時	・流通拠点(中央卸売市場第一市場及び第二市場)
B	年3回以上	・過去1年間に食中毒・違反等の原因となった施設 ・宿泊施設(旅館、ホテルのうち、食事の提供を行っている施設) ・生食用食肉取扱施設 ・食鳥処理施設(生鳥取扱施設)
C	年2回以上	・京の食文化を代表する食品製造施設 ・大規模調理施設(保育所、小学校、福祉施設、病院等の給食施設) ・弁当調製所及び仕出し屋(1回300食以上又は1日750食以上を調製する施設) ・食肉処理業、食肉販売業(処理加工を行う施設) ・魚介類販売業(ふぐ又はカキ等の二枚貝を取り扱っている施設) ・広域流通食品等を製造する施設 ・食鳥処理施設(生鳥取扱施設以外)
D	年1回以上	・京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度取得施設 ・A、B、C、Eの区分に該当しない施設
E	必要に応じて	・飲食店営業及び喫茶店営業(自動販売機、移動販売) ・許可を要しない食品販売施設



監視指導項目

施設や食品の取扱いに関する項目

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」に基づき、

- ①衛生管理項目(食品関係施設の内外の清潔保持、ねずみ・昆虫等の駆除、給水管理、食品の取扱い(従来基準又はHACCP基準)、従事者の健康確認等)
- ②原材料の衛生状況
- ③製品の表示事項の点検等
- ④健康被害に係る情報等の保健所への報告

の基準遵守について監視指導を実施します。

食品供給工程の各段階における監視指導項目

食品の製造・加工から貯蔵、運搬、調理及び販売に至るそれぞれの段階で、食品群ごとに、食品事故等の未然防止のための重点監視項目を定めた「食品供給工程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目」(P13別紙1)に基づき監視指導を実施します。

2 科学的根拠に基づく監視指導の実施

監視指導の際には、対象施設を踏まえ、収去（抜取り）検査や簡易検査を実施するなど、科学的根拠に基づく監視指導に努めます。特に「食の流通拠点」である京都市中央卸売市場第一市場における施設等の汚染状況調査を充実するとともに、その結果に基づく指導を実施することにより食品等事業者の衛生意識の向上を図り、さらなる食の安全性の確保に努めます。

3 一斉監視等の実施

年間を通じて施設の監視を行う中、特に、細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末について、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、重点的に監視指導を実施します。

また、観光都市である京都市の地域特性を考慮した行楽シーズンにおける宿泊施設や一度に大量に調理がなされる集団給食施設など、大規模な食中毒が発生する可能性が高い施設に対し、重点的に監視指導を実施します。

(1) 実施時期



(2) 実施内容

一斉監視等	内容等	主な対象施設	時期
行楽シーズン対策 (食べて安心・京の旅)	京都市を訪れる観光旅行者が増加する時期に食中毒の発生や不良食品等の流通を排除するため監視指導を強化します。さらにノロウイルスによる食中毒が多発する冬期を迎える前に、重点的に啓発を実施します。	京の食文化を代表する食品製造施設（菓子製造施設）、宿泊施設、飲食店（和食）	4月～11月
大規模調理施設重点監視	「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、食中毒リスクが高い大規模調理施設に対する監視指導を実施します。さらにノロウイルスによる食中毒が多発する冬期を迎える前に、重点的に啓発を実施します。	大規模調理施設（社会福祉施設等の集団給食施設、弁当調製所、仕出し屋等）	4月～12月
生食用食肉等取扱施設一斉監視	腸管出血性大腸菌 O157 やカンピロバクター等による食中毒予防啓発を徹底します。	焼鳥・焼肉等飲食店、食肉処理・販売施設	7月～8月
路上弁当販売重点監視	路上弁当による食中毒発生防止の徹底と適正な表示について監視指導します。	路上での弁当販売、弁当調製所	6月～9月
夏期一斉取締り	食品の事故が多発する夏期に食中毒の発生や不良食品等の流通を排除するため、監視指導を強化します。食品表示に関する重点的な監視指導します。	大量調理施設、広域流通食品製造・販売施設、魚介類・卵・食肉関係施設等	7月～8月
ふぐ処理施設一斉監視	「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」に基づき、ふぐ毒による食中毒発生防止を徹底します。また専任のふぐ処理師による適正な処理について監視指導します。	ふぐ処理施設、未処理ふぐ販売施設、魚介類販売施設、飲食店等	11月～12月
年末一斉取締り	食品の流通量が増加する年末に食中毒の発生や不良食品等の流通を排除するため、監視指導を強化します。食品表示に関する重点的な監視指導します。	大量調理施設、広域流通食品製造・販売施設、魚介類・卵・食肉関係施設等	11月～12月
飲食店重点監視	施設の衛生管理やノロウイルス・カンピロバクター対策等について、飲食店に対して重点的に監視指導を実施します。	飲食店	1月～3月
改正条例及び食品表示法の周知	改正条例（HACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準の追加、消費者等から健康被害に関する情報等を得た場合の保健所への報告）及び「食品表示法」による食品表示の新制度に関する周知徹底を図ります。	全施設	年間

V 食品等の試験検査の実施

食品、食品添加物及び食品に直接触れる器具及び容器包装について、食品衛生法等に基づき、食品衛生監視員が収去(抜取り)し、衛生環境研究所において検査します。

検査に当たっては、試験品の採取から検査に至るまで、定められた手順に従って各機関が実施します。

1 収去(抜取り)検査

(1) 収去検査目的等

市内で製造又は流通する食品等の安全を確保するため、収去検査を実施します。収去に当たっては、現在問題となっている食品等や過去の違反の発生状況を踏まえ、効率的かつ効果的な収去検査を実施します。

(2) 平成27年度収去検査計画

平成27年度は、アレルギー物質の検査を拡大して実施するとともに、26年度に引き続き、ユネスコの世界無形文化遺産に登録された和食（京料理、おそうざい）の検査や京の食文化を代表する和菓子などの検査を継続して実施します。

検体の種類	27年度検体数 () 内は全検体数に占める割合	26年度検体数 () 内は全検体数に占める割合
和食（残置食等）	288 (13.4 %)	300 (13.5 %)
和菓子（菓子類）	133 (6.2 %)	133 (6.0 %)
アレルギー物質	210 (9.7 %)	180 (8.1 %)
魚介類（生食用鮮魚介類を含む）	111 (5.2 %)	105 (4.7 %)
冷凍食品	22 (1.0 %)	22 (1.0 %)
魚介類加工品	77 (3.6 %)	80 (3.6 %)
肉卵類及びその加工品	271 (12.6 %)	233 (10.5 %)
乳	11 (0.5 %)	22 (1.0 %)
乳製品	20 (0.9 %)	17 (0.8 %)
アイスクリーム類・氷菓	22 (1.0 %)	22 (1.0 %)
穀類及びその加工品	56 (2.6 %)	56 (2.5 %)
野菜・果物及びその加工品	98 (4.5 %)	98 (4.4 %)
清涼飲料水	17 (0.8 %)	6 (0.3 %)
油脂類	3 (0.1 %)	25 (1.1 %)
漬物	133 (6.2 %)	122 (5.5 %)
輸入食品	237 (11.0 %)	233 (10.4 %)
放射能検査	192 (8.9 %)	232 (10.4 %)
その他の食品（路上販売弁当）	60 (2.8 %)	60 (2.7 %)
その他の食品	32 (1.5 %)	97 (4.4 %)
器具及び容器包装	161 (7.5 %)	181 (8.1 %)
合 計	2,154	2,224

※アレルギー物質及び放射能検査については、検査検体が未定のため、検査項目名を記載しています。

(3) 検査の結果、違反が確認されたときの措置等

違反食品の製造、加工、販売施設に対し、適切な措置を講じます。また、製造施設等が市外にある場合、当該施設を所管する自治体に通報し、危害拡大防止を図ります。

2 食中毒等及び違反食品等の原因究明のための検査

食中毒等の発生時や違反食品等の発見時には、発生原因を迅速に究明するために、患者や従事者の検便を実施するとともに、関係する食品や設備・器具等の微生物検査や理化学検査を実施します。

3 施設、設備等の衛生検査

飲食店、食品製造施設、と畜場及び食鳥処理場等への監視指導の際、必要に応じて、食品、設備、器具及び従事者の手指等について、細菌の簡易検査を実施することにより、施設等の汚染状況を把握し、洗浄消毒の徹底について指導します。

VI 緊急管理体制の整備と強化

「京都市食の安全安心条例」に基づき、緊急管理体制を整備し、食中毒等の健康危害発生時や違反食品の発見時等には、これに迅速に対応し、危害拡大の防止を図ります。

1 食中毒等の健康危害発生時の対応

医療機関、患者等から食中毒の発生を疑う届出があった場合、保健センター等の食品衛生監視員が直ちに患者に対する聞き取り調査や検便等を行うとともに、関係施設に対する立入調査や施設の衛生管理等の確認及び必要な検査を実施し、原因究明を行い、危害の拡大防止を図ります。

必要に応じて、厚生労働省及び関係する都道府県等と連携協力し危害の拡大防止を図ります。

食中毒の発生原因となった施設については、市民への危害の拡大を防止する目的で、営業停止処分等の措置を講じるとともに報道機関に情報を提供し、公表します。

2 違反食品を発見した場合の対応

市内に流通している食品等について違反を発見した場合、当該食品の販売店又は製造所を迅速に調査し、違反食品が流通、販売されないよう、速やかに回収・廃棄命令等の行政処分や再発防止指導等の適切な措置を講じ、危害の拡大防止を図ります。

また、必要に応じて、衛生環境研究所で製品検査を実施し、原因の究明を図ります。

違反食品が広域に流通している場合には、厚生労働省及び関係都道府県等の食品衛生関係部局に違反食品等に係る情報を迅速に提供し、危害の拡大防止を図ります。

違反による危害が広域に及ぶ場合や今後更に危害が拡大するおそれがある場合には、報道機関に情報を提供し、公表します。

3 市民から不良食品について届出があった場合の対応

保健センター等において、市民からの食品衛生に関する相談や食品表示の誤り、異物混入、カビの発生、異味異臭等の違反・不良食品等の届出や相談を受け付けます。

市民からの届出や相談を受けた場合には、保健センター等の食品衛生監視員は購入及び発見時の状況について具体的に聞き取り、関係する販売店や製造所等の調査を行い、必要に応じて、衛生環境研究所で製品検査を実施し、原因究明に努めます。調査及び検査の結果、違反・不良食品と確認した場合には、必要に応じて、速やかに回収・廃棄命令等の行政処分や再発防止指導等の適切な措置を講じ、危害拡大の防止を図ります。

4 他自治体で食品衛生に係る事件が発生した際の対応

他の自治体等において、社会的に影響が大きく、食の安全を脅かすような事件が発生した場合には、京都市内で同様の事件が発生することを未然に防止するため、当該事件に関連する市内の施設に対し、直ちに立入検査を実施し、監視指導を強化します。また、必要に応じて、関連食品の収去（抜取り）検査を実施し、食の安全安心を確保します。

VII 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

食中毒や異物混入など食品に係る様々な危害の発生を防止するため、施設の立入検査や各種講習会を通じて、HACCP（ハサップ）による衛生管理の推奨など、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進を図ります。

1 内 容

(1) 「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の遵守の徹底

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」で規定する施設や食品取扱設備の管理、食品等の取扱い等について指導し、自主的な衛生管理の推進を図ります。

(2) H A C C Pによる衛生管理の推進

京都市では、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」を改正し、従来の基準に加え、新たにHACCP（危害分析・重要管理点方式）を用いて衛生管理を行う場合の基準を定めました。これにより食品等事業者は、従来の基準かHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準のどちらかを遵守いただくこととなります。また、食の安全安心のさらなる向上が期待できることから、HACCPによる衛生管理を推奨し、自主的な衛生管理の推進を図ります。

(3) 「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の普及啓発

本制度は、食品等事業者が実施する衛生管理状況を京都市が評価・認定することにより、食品等事業者の自主的な食の安全安心の確保を促進することを目的に、HACCPの考え方を一部取り入れた京都市独自の制度です。



本制度は、直ちにHACCPの採用が困難な小規模食品等事業者についても適用が可能であり、食品の安全性の向上が期待できることから、引き続き、HACCPの普及に向けた取組として位置付け、本制度を運用します。

(4) 新たな食品表示制度の周知

これまで、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」それぞれで規定されてきた食品表示の方法が、「食品表示法」（平成25年公布、平成27年4月1日から施行）で規定する「食品表示基準」に一元化されます。

食品表示基準は猶予期間が設けられていますが、食品等事業者が円滑に新たな表示方法へ対応できるよう、本基準の周知徹底を図ります。

(5) 食品衛生責任者の育成

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」では、衛生管理の中心的役割を担う食品衛生責任者を施設ごとに設置するよう、営業者に義務付けています。食品衛生責任者は、営業者に対し食品衛生に関する必要な意見を述べるとともに、営業者は食品衛生責任者の意見を尊重し、自主管理を促進していかなければなりません。

各種講習会等を通じ、食品衛生責任者に対し最新の食品衛生に関する情報を提供し、食品衛生責任者の資質の向上を図ります。

VIII リスクコミュニケーションの推進

市民、食品等事業者及び京都市等の関係者間で、食の安全安心情報の普及と意見交換を進め、相互理解と信頼を深めるため、ホームページや市民しんぶん等を活用した情報の公開、講習会の開催、食品工場見学会等のリスクコミュニケーションを推進します。

1 参加型リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、従来の一方的な情報提供ではなく、参加者が体験学習を通じ、相互に意見を発言しあう、参加型リスクコミュニケーションに取り組みます。

(1) 食品工場見学会の実施

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証施設等を訪れ、食品の製造工程や衛生管理状況を見学する市民向け食品工場見学会を開催します。参加者が、食品工場見学を通じて、食品等事業者による自主的な衛生管理の取組を知るとともに、工場従事者や京都市の食品衛生監視員等と意見交換を行うことで、食の安全安心に関する意識の向上を図ります。



(2) 地域密着型リスクコミュニケーションの実施

普段市民の皆様が利用されるスーパーや百貨店で実際に販売されている食品の表示等を見学し、食品表示に係る理解を深める食品表示体験学習会や、手洗いの正しい知識を学ぶ体験型手洗い講習会等、行政区の特性や実情に応じたリスクコミュニケーションを保健センターが企画・実施します。



(3) 家庭内食中毒予防体験学習（小学生向け）の実施

平成26年度に引き続き、小学生及びその保護者を対象とした夏休み体験学習の一環として、家庭の台所の衛生管理調査や、手洗い体験学習、さらには普段食品衛生監視員が行っている収去（抜取り）体験等を実施します。



(4) 「模擬店衛生管理啓発リーフレット」、「学祭衛生管理マニュアル」等を活用したリスクコミュニケーションの実施

地域ぐるみで開催される夏祭りや、冬場の餅つき大会、さらには学祭の模擬店での食品事故を防止するため、京都市が独自に製作した「模擬店衛生管理啓発リーフレット」の配付や「学祭衛生管理マニュアル」を活用した衛生講習会等を実施し、開催者側の自主的な衛生管理の取組を促進します。

(5) ノロウイルス・カンピロバクターによる食中毒予防の啓発

冬場に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、パンフレットなどを活用した啓発とともに手洗いの重要性を視覚的に示すことができる「手洗いチェックカーチ」を活用した啓発を実施します。また、カンピロバクター食中毒予防対策として、食中毒事例が多い若年層を中心に、鶏肉の生食による食中毒リスクについて啓発を実施します。

(6) 食品衛生月間の実施

8月の「食品衛生月間」に合わせ、一般社団法人京都市食品衛生協会や市内の商店街等との共催により、食品等事業者や市民に対し、食中毒予防に向けた啓発活動を実施します。



2 食品の安全性に関する情報発信、講習会及び意見交換会の実施

市民及び食品等事業者を対象に、「食中毒」、「食品表示」等をテーマとした講習会や意見交換会を開催することにより、食の安全安心に関するリスクコミュニケーションを推進します。

特に家庭や地域団体向けの衛生講習会を開催し、食中毒予防の啓発を行います。

さらに、関係部局との連携により、観光旅行者や修学旅行生に対する情報発信を行うとともに、大学等と連携し、食の安全安心に関するトピックスなどを随時発信します。

事 業 名		実施時期
市民 向 け	リーフレットやチラシの配布(保健センター来所時、講習会開催時、保育所等)	通 年
	「市民しんぶん」、「保健センターニュース」、地下鉄広告、新聞広告及びホームページを活用した食の安全安心情報の発信	通 年
	大学と連携した食の安全安心情報の発信	通 年
	観光旅行者等に対する食の安全安心情報の発信	通 年
	保健センターの各種事業を活用した意見交換会	通 年
	地域団体（女性会、町内会等）を対象とした食品衛生講習会の開催	通 年
	大学生を対象とした食の安全安心情報の発信及び食品衛生講習会の開催	通 年
	衛生環境研究所における中学生等を対象にした「夏休み食品衛生学習」	8月（夏休み）
	中央卸売市場第一市場「市場鍋祭り」の来場者に対する食の安全安心情報の発信	11月
食品等 事 業 者 向 け	営業許可継続申請時等の食品衛生講習会	通 年
	食品関係団体等に対する食品衛生講習会、意見交換会	通 年

3 リスクコミュニケーション強化月間

講習会や参加型意見交換会のリスクコミュニケーションは、市民や事業者からの求めに応じて開催するほか、期間を定めて時節に合わせたリスクコミュニケーションの推進を図ります。



4 各種啓発物（リーフレット類など）の制作

監視指導や啓発が円滑に行えるよう、社会情勢に応じた様々なリーフレットを適宜作成するとともに、リスクコミュニケーション事業を適切に推進するため、啓発物品を制作し、食の安全安心に資する効果的な啓発に努めます。

IX 食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上

監視指導に従事する食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員に対し、各種研修会等を通じて、食品衛生に関する専門的かつ最新の情報を提供し、人材の育成と資質の向上に努めます。

1 厚生労働省、近畿厚生局等が実施する研修への参加

厚生労働省等が実施する研修に職員を派遣し、最新の科学的知見や事例等の情報を入手します。また、研修を受講した職員から他の職員に対し、伝達講習を実施することにより、関係職員の知識や技術の向上を目指し、より効果的な監視指導に役立てます。

2 食品衛生監視員及び検査員の養成研修の実施

(1) 食品衛生監視員及び検査員に対する研修の実施

食品衛生監視員及び検査員に対し、食品関係業務研修、関係法令研修、監視指導実地研修や検査研修など、監視指導に係る知識及び技術の向上のため、各種研修を実施します。あわせて、HACCP システム、食品加工技術の向上に伴う専門的な知識や技術の習得を目的とする研修を実施します。

また、食品表示法の施行に伴う新たな食品表示制度に関する研修や、食中毒事件、違反食品の広域流通事件など、緊急事態を想定したシミュレーション研修や事例研修を行い、迅速かつ効果的に対処できる体制を強化します。

(2) 食品衛生業務に係る調査研究

専門的な知識や技術の研鑽を目的とし、食品衛生監視員及び検査員が食品衛生に係る調査研究を行い、その結果を日常業務に役立てます。



(別紙1)

食品供給工程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目

1 食品群別の監視指導項目

監視指導を行う場合、下表の食品群の区分ごとに「製造及び加工」及び「貯蔵、運搬、調理及び販売」の各段階に応じて、重点的に監視指導を実施します。(14ページ上欄のその他の監視指導項目は、共通の監視項目です。)

食品群	目的	製造及び加工	貯蔵、運搬、調理及び販売
(1)食肉、食鳥肉及び食肉製品	●腸管出血性大腸菌0157、カンピロバクター、サルモネラによる食中毒の発生防止	【食肉処理業、食肉製品製造業】 <ul style="list-style-type: none">・食品の微生物汚染の防止の徹底・原材料の受入れ時のチェック・製造、加工に係る記録の作成と保存・食肉、食鳥肉、食肉製品の検査	【食肉販売業、そうざい製造業、飲食店営業等】 <ul style="list-style-type: none">・食品の保存温度のチェック・施設の衛生管理の徹底・十分な加熱の徹底
(2)乳及び乳製品	●サルモネラ、黄色ブドウ球菌、リストリアによる食中毒の発生防止	【乳製品製造業】 <ul style="list-style-type: none">・食品の微生物汚染の防止の徹底・原材料の受入時のチェック・製造、加工に係る記録の作成と保存・乳、乳製品の検査	【乳類販売業、集団給食施設等】 <ul style="list-style-type: none">・食品の保存温度のチェック・施設の衛生管理の徹底
(3)食鳥卵	●サルモネラによる食中毒の発生防止	【卵選別包装業、液卵製造業】 <ul style="list-style-type: none">・微生物汚染の防止の徹底・受入れ時の異常卵のチェック・製造、加工に係る記録の作成と保存	【菓子製造業、飲食店営業、食鳥卵販売業等】 <ul style="list-style-type: none">・食品の保存温度のチェック・施設の衛生管理の徹底・十分な加熱の徹底
(4)魚介類及び魚介類加工品	●腸炎ビブリオによる食中毒の発生防止 ●寄生虫等による食中毒の発生防止 ●自然毒(フグ毒、貝毒)による食中毒の発生防止	【魚肉ねり製品製造業、魚介類加工業等】 <ul style="list-style-type: none">・食品の微生物汚染の防止の徹底・原材料の受入れ時のチェック・製造、加工に係る記録の作成と保存・生食用魚介類取扱の法令遵守の徹底・鮮魚介類、魚肉練り製品の検査 【ふぐ処理施設】 <ul style="list-style-type: none">・ふぐを取り扱う専用の場所及び専用まな板、包丁、保管容器の使用の徹底・適正な廃棄物(有毒部分)処理の徹底	【魚介類せり売り営業、魚介類販売業、飲食店営業等】 <ul style="list-style-type: none">・食品の保存温度のチェック・施設の衛生管理の徹底・十分な加熱の徹底・貝毒、微生物等の検査 【ふぐ処理施設】 <ul style="list-style-type: none">・専任のふぐ処理師のもと、有毒部位の除去等、適正なふぐ処理の徹底・ふぐの適正な処理の徹底・製品の適正表示
(5)野菜、果実、豆類、種実類、茶等及びこれらとの加工品(有毒植物及びキノコ類を含む。)	●腸管出血性大腸菌0157による食中毒の発生防止 ●残留農薬基準違反の食品の排除 ●自然毒(キノコ毒等)による食中毒の発生防止	【そうざい製造業、かん詰又はびん詰食品製造業等】 <ul style="list-style-type: none">・食品の微生物汚染の防止の徹底・原材料の受入時の残留農薬検査結果のチェック・製造、加工に係る記録の作成と保存・加工食品の検査	【飲食店営業】 <ul style="list-style-type: none">・生食用野菜、果実等の衛生的な取扱い・食品の保存温度のチェック・施設の衛生管理の徹底

その他の監視指導項目

- ア 食品添加物(その製剤を含む。)の製造者及び加工者並びに添加物を使用する食品の製造者及び加工者に対し、使用添加物の確認の徹底を指導します。
- イ 食品添加物を使用して製造又は加工した食品について、添加物の検査を実施します。
- ウ 製造者、加工者及び調理者による異物の混入対策の徹底を指導します。
- エ 製造・加工、調理の各段階における原材料及び製品の適正な温度管理の徹底を指導します。
- オ 遺伝子組換え食品の表示の徹底について指導します。また、安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通防止を図るため、原材料及び加工食品等の検査を実施します。
- カ アレルギー物質を含む食品の表示の徹底を図るために、製造者及び加工者による使用原材料の確認の徹底について指導します。
- キ いわゆる健康食品について適正な表示を徹底するよう指導します。また、無承認医薬品成分を含有する商品の流通を防止するため、製造者及び加工者による使用原材料の確認の徹底について指導します。

2 輸入食品に関する監視指導項目

輸入食品取扱業者に対する監視指導を行うに当たっては、下表の項目について重点的に監視指導を実施します。

- (1) 原産国での生産情報(使用農薬、使用添加物等)を収集し、把握するよう指導します。
- (2) 自主検査の実施等により、安全性確保を徹底するよう指導します。
- (3) 食品表示法に基づく適正な表示について指導します。
- (4) 残留農薬、食品添加物等の検査を実施します。

3 と畜場及び食鳥処理場における監視指導項目

と畜場及び食鳥処理場における監視指導を行うに当たっては、下表の項目について重点的に監視指導を実施します。

- (1) 健康な獣畜又は食鳥の搬入推進を指導します。
- (2) 獣畜の病歴を踏まえたと畜検査を実施します。
- (3) 枝肉及び中抜きといた等の微生物検査等を実施し、衛生的な処理の適否を検証します。
- (4) 48箇月齢超の牛に対して、BSEスクリーニング検査を実施します。
- (5) 獣畜又は食鳥の動物用医薬品等の使用状況を踏まえ、その残留物質の検査を実施します。
- (6) 食鳥の異常を確認し、食用に不適なものは確実に排除することを指導します。また、鳥インフルエンザ対策として、異常鳥が多数確認された場合には速やかに保健センターに届け出るよう指導します。
- (7) 認定小規模食鳥処理場における処理羽数の上限(30万羽)の遵守の徹底を指導します。

平成27年度 収去検査計画表

(別紙2)

収去検体数	保健センター	収去機関			検査検体数	検査機関		検査内容*											
		中央生活衛生部門	中央卸売市場内と畜場内	食肉検査部門		衛生環境研究所(本所)		細菌	ノロウイルス	残留農薬	動物用医薬品等の其他残留物質	食品添加物	遺伝子組換え食品	成分規格	自然毒	放射能検査	環境汚染物質	その他	
						微生物部門	生活衛生部門												
魚介類(生食用鮮魚介類を含む)	111	22	89		111	24	64	23	11	13	16	12			30	5		64	
冷凍食品	22	22			22	22										22			
魚介類加工品	77	27	50		77			77					57		10	10			
肉卵類及びその加工品	271	173	6	92	271	115		156	99			141	15		16				
乳	11	11			11			11				11			11				
乳製品	20	20			20	6		14					14		17				
アイスクリーム類・氷菓	22	22			22	22									22				
穀類及びその加工品	56	55	1		56	11	34	11	11		12		11	22	12				
野菜・果実及びその加工品	98	48	50		98	35	48	15	35		48		15						
菓子類	133	133			133	100		33	100				33						
清涼飲料水	17	17			17	11	6								17				
油脂類	3	3			3			3					3						
漬物	133	133			133	33	40	60	33				100						
輸入食品	237	175	62		237	27	75	135			70	25	120		32				
残置食	200	200			200	200			200										
その他の食品	180	175	5		180	104	11	65	104		11		65						
器具及び容器包装	161	151	10		161			161										161	
放射能対策	192	132	60		192		192									192			
アレルギー物質	210	210			210		210											210	
合計	2,154	1,729	333	92	2,154	710	680	764	593	13	157	189	433	22	189	15	192	64	371

(*複数の検査内容の検査を実施するため、検査検体数と検査内容の合計は一致しません。)

検査内容の説明

検査内容	具体的な内容
細菌	<p>過去の食中毒発生状況に応じた食品を検査します。</p> <p>食中毒菌等の検査を実施し、その結果に基づいた適切な指導を行うことにより食中毒の発生の防止を図ります。</p> <p>【項目】細菌数、大腸菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、ビブリオ科、サルモネラ、セレウス、ウエルシュ菌、カンピロバクター、病原大腸菌、エロモナス、プレジオモナス、リストリアなど</p>
ノロウイルス	食中毒の原因物質であるノロウイルスについてPCR法により迅速に検査し、危害の拡大防止に努めます。
残留農薬	農産物・輸入食品中に残留している農薬の検査を行い、基準値を超える食品の排除に努めます。
その他の残留物質	<p>畜水産食品の残留有害物質の汚染対策として主な畜水産食品の残留動物用医薬品を検査します。</p> <p>また、実施にあたっては国のモニタリング検査実施要領に基づいて実施します。</p> <p>【項目】抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫用剤など</p>
食品添加物	<p>添加物は、使用できる食品の種類や使用方法等の使用基準が定められており、使用実態に応じた添加物の検査を行うことにより違反食品の排除に努めます。</p> <p>【項目】保存料、甘味料、漂白剤、着色料、殺菌剤、酸化防止剤、発色剤、品質保持剤</p>
遺伝子組換え食品	大豆加工品、とうもろこし加工品、米加工品における遺伝子組換え食品の含有について、PCR法による検査を実施します。
成分規格	<p>食品衛生法に基づき食品の純度や成分に係る基準が定められている主な食品等について、検査を行うことにより違反食品等の排除に努めます。</p> <p>【対象】生食用食肉、牛乳、乳酸菌飲料、冷凍食品、生食用力キ、生食用鮮魚介類、合成樹脂製容器など</p>
自然毒	<p>魚介類等の自然毒の検査を行い、自然毒の実態把握と違反食品の排除に努めます。</p> <p>【項目】ふぐ毒、麻痺性貝毒、下痢性貝毒など</p>
放射能検査	農畜水産物や加工食品等の放射能検査を実施します。
環境汚染物質	食品に含まれる環境汚染物質（P C B、水銀）には暫定的規制値が設けられており、検査を行うことにより汚染実態の把握と違反食品の排除に努めます。
アレルギー物質	特定の原材料に起因する食物アレルギーは重篤な健康被害を引き起こすことがあるため、市内で製造・流通する食品のアレルギー物質検査を実施し、適切な表示を確認するとともにアレルギー物質を含む食品による健康被害の未然防止に努めます。
その他	紙製容器包装に係る蛍光染料の検査を実施します。

平成27年度 市内保健センターにおける監視指導計画表

平成27年度 中央卸売市場第一市場内（衛生環境研究所生活衛生部門）における監視指導等計画表

平成27年度 中央卸売市場第二市場内（衛生環境研究所食肉検査部門）における監視指導等計画表

用語説明 目次（五十音順）

あ

- アレルギー物質を含む食品
- 遺伝子組換え食品
- 違反食品
- 牛海綿状脳症(BSE)
- 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査
- 黄色ブドウ球菌

か

- 貝毒
- カンピロバクター
- 京都市食の安全安心推進計画
- 京都市食の安全安心推進審議会
- 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例
- 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（京都市食の安全安心条例）

さ

- サルモネラ
- 残置食
- 残留農薬
- 収去（抜取り）
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- 食品衛生監視員
- 食品衛生責任者
- 食品衛生法
- 食品供給工程（フードチェーン）
- 食品添加物
- 食品等事業者
- 食品表示法
- GLP
- 成分規格

た

- 大量調理施設衛生管理マニュアル
- 腸炎ビブリオ
- 腸管出血性大腸菌○157
- 動物用医薬品
- と畜場法

な

- 認定小規模食鳥処理場
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
- ノロウイルス

は

- HACCP（ハサップ）
- PCR法
- ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（京都府条例）
- ポジティブリスト制度

ま

- みやこ健康・安全ねっと（健康危機管理情報電子メール配信）
- 京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度

ら

- リスクコミュニケーション
- リステリア

用語説明 (五十音順)

あ

○ アレルギー物質を含む食品

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。

食品表示法で表示が義務づけられている食品 【7品目】

小麦、卵、乳、そば、落花生、かに及びえびの7品目（特定原材料）を含む加工食品については、当該特定原材料を含む旨を記載しなければならない。

通知で表示が推奨されている食品 【20品目】

あわび、いか、ごま、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの20品目についても、これらを原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう推奨している。

○ 遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）を応用した食品のことです。

遺伝子組換え技術によって、害虫や病気に強い農作物の改良などの品質向上が期待されています。

厚生労働省は、安全性の審査を義務化し、遺伝子組換え作物やそれを原料とした加工食品について表示制度を定めています。

表示が義務づけられているのは、遺伝子組換え技術を用いて製造された「大豆」、「とうもろこし」、「ばれいしょ」、「なたね」、「綿実」、「てんさい」、「アルファルファ」「パパイヤ」の8種類の農作物とその加工食品33品目です。

○ 違反食品

人の健康を損なう恐れがあったり、食品衛生法で定められた規格や基準に適合しない食品や添加物、容器包装等です。

○ 牛海綿状脳症（BSE）

BSEはBovine Spongiform Encephalopathyの略。牛の病気の一つです。

BSEプリオンと呼ばれる病原体が、主に牛の脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられています。

○ 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成13年10月から全国の食肉衛生検査所等において、と畜場に搬入された全ての牛の脳（延髄）についてBSEのスクリーニング検査（簡易検査）を実施してきました。

また、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が一部改正され、平成25年7月からは48月齢超の牛を対象に検査を実施しています。

○ 黄色ブドウ球菌

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《特徴》

人や動物の皮膚などに常在する細菌であるブドウ球菌の1つです。

人の膿瘍等や手指から検出され、表皮感染症や食中毒等の起因菌です。

菌が増殖するときに毒素を作り、食中毒を引き起こします。

《食中毒症状》

潜伏期間 1～3時間

主症状 吐き気、嘔吐、腹痛、下痢

《主な食中毒原因食品》

乳・乳製品、おにぎり、弁当、和洋生菓子など。

《対策》

手指の洗浄消毒

手荒れや化膿巣のある人は、食品に触れないこと。

生成された毒素は、加熱によって分解されないため、注意が必要。

か

○ 貝 毒

貝毒とは二枚貝等がもつ自然毒のことです。有毒プランクトンを蓄積し、毒化した貝を食べると食中毒になることがあります。

○ カンピロバクター

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

主に食肉（特に鶏肉）を介した、カンピロバクター食中毒が問題となっています。

家畜や家禽類の腸管内に生息し、食肉（特に鶏肉）や飲料水を汚染します。

乾燥にきわめて弱く、また、通常の加熱調理で死滅します。

《 食中毒症状 》

潜伏期間 1～7日

主 症 状 発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、血便等

《 主な食中毒原因食品 》

食肉（特に鶏肉）、飲料水、生野菜等

《 対 策 》

調理器具は熱湯消毒し、よく乾燥させる。

食肉は十分な加熱(75°C、1分間以上)を行う。

○ 京都市食の安全安心推進計画

京都市食の安全安心条例第9条に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、平成23年3月に策定しました。平成23年度から27年度を対象とし、「京の食 築く安全 つなぐ安心」を目指し、生産から消費に至るまで一貫した食の安全安心確保に向け、市民、食品等事業者及び京都市が共汗・協働で取り組む具体的な施策及び目標等を定めたものです。

○ 京都市食の安全安心推進審議会

京都市食の安全安心推進審議会は、京都市食の安全安心条例に基づき、平成22年4月に設置されました。京都市の食品衛生行政に係る重要施策について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べる機関として位置づけられます。

○ 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例

平成12年に定められた条例で、食品衛生法に基づき、施設内外の清潔保持、ねずみや昆虫等の駆除、食品衛生責任者の設置など、その他公衆衛生上講ずる措置について、必要な管理運営に関する基準を定めています。

なお、平成27年3月に本条例を改正し、さらなる食品の安全性の向上を図るため、①従来の基準に加え、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準を追加するとともに、②食品等事業者が消費者等から健康被害や健康被害につながるおそれがある情報等を得た場合は、保健所に速やかに報告する旨の規定を追加し、同年4月1日から施行しました。

○ 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（食の安全安心条例）

京都市及び食品等事業者の責務、市民及び観光旅行者その他の滞在者の役割を明らかにして、食の安全安心を確保する施策を定めることで、市民の皆様や観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的とし、平成22年4月に施行しました。本条例で定められた基本理念をもとに、市民及び観光旅行者等の健康保護に向けた食の安全安心施策に取り組みます。

さ

○ サルモネラ

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

サルモネラ属菌は、さまざまな動物の消化管内に一種の常在菌として存在しています。

そのため、ペットや家畜、ねずみの腸管に常在菌として存在する人獣共通感染症でもあり、そこから汚染された食品などが食中毒の原因となることもあります。

《 食中毒症状 》

潜伏期間 6～48時間、通常12時間

主 症 状 嘔吐、下痢、腹痛、発熱（特に下痢は激しく、便は水様になることが多い）

《 主な食中毒原因食品 》

鶏肉や食肉（牛、鶏等）料理。（生や加熱不足により食中毒を起こすケースが多い。）

《 対 策 》

- 卵や肉は生食を避け、十分に加熱する。
- 鶏卵は割ったままの状態で放置しておかない。
- サラダなどで使う野菜は、十分に洗浄する。
- まな板や包丁などは常に洗浄消毒し、清潔にしておく。
- あまり大量に作り置きしない。カメ類、爬虫類、ペットに触った後は手を洗う。

○ 残置食

残置食とは、食中毒等の食品衛生上の事故が発生した時に、原因食品を追求するために検査用に保存している食品（検食）のことです。

残置食を検査することにより、調理した時の衛生状況や細菌等の汚染状況を推測することができます。

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」では、同一の献立を1回に300食以上又は1日に750食以上製造する場合等に保存することが義務付けられています。

○ 残留農薬

農作物等を栽培または保存する時に使用され、農作物等や環境中に残存する農薬またはその代謝物を言います（基準については、「ポジティブリスト制度」を参照してください）。

○ 収 去（抜取り）

食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品関係施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査を行うために必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰る権限の行為をいいます。

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

平成2年に制定され、食鳥処理場の構造設備や衛生管理の基準を定めるとともに、食鳥処理の事業を許可制とし、食鳥の検査制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止しています。

《 食 鳥 》 鶏、あひる、七面鳥

《 食鳥処理場 》 食用に供する目的で事業として食鳥（鶏、あひる、七面鳥）をとさつし、又はその内臓の摘出等を行うために設置された施設です。

（食鳥をとさつし、その内臓を摘出したものを「中抜」といいます。）

《 食 鳥 検 査 》 厚生労働大臣が指定した検査機関の食鳥検査員（獣医師）が、とさつ又は内臓が摘出される食鳥について、疾病又は異常を排除するために行う検査です。

○ 食品衛生監視員

食品衛生監視員は、食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品関係施設に立ち入り、食品や記録等の書類を検査したり、試験検査に必要な食品等を収去（抜取り）したり、また、食品衛生に関する監視指導を行います。

食品衛生監視員となるためには、医師、薬剤師、獣医師などの専門的な知識を有する必要があります、京都市では京都市長が任命します。

○ 食品衛生責任者

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の規定により、営業者は、施設ごとに食品衛生責任者を設置しなければなりません。

その資格要件としては、栄養士、調理師等の有資格者の他、講習会で必要な課程を修了した者などであり、施設の衛生管理に努めるだけでなく、営業者に対して公衆衛生の助言等を行い、また他の従業員の監督管理を行わなければなりません。

○ 食品衛生法

昭和22年に制定され、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、健康の保護を図ることを目的としています。

また、本法により、食品、添加物、器具及び容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査等について規定されています。

なお、食品表示法の施行により、従来、食品衛生法に基づき定められていた食品及び添加物に関する表示の基準は、食品表示法に基づき定められることとなりました。

○ 食品供給工程（フードチェーン）

食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の工程のことです。一般に「食品供給工程」と訳されています。食品安全基本法では、食品工程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼす恐れがあると考え、各段階で必要な処置が適切に講じられるべきとされています。

○ 食品添加物

食品添加物とは、食品衛生法で「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」と定義され、保存料、甘味料、着色料や香料等が該当します。

また、食品添加物の中には食品の種類毎に使用基準が設けられており、基準を超える添加物の使用が規制されています。

○ 食品等事業者

食品もしくは添加物を採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を行う者や病院等の集団給食施設等において継続的に不特定多数の者に食事を供与する者をいいます。

○ 食品表示法

食品の表示は、これまで目的が異なる食品衛生法、JAS法（農林水産物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律）、健康増進法、景品表示法等個別法で規定されていたが、重複する部分がある反面、用語の使い方に違いがあるなど、消費者だけでなく食品等事業者にとってもわかりにくいものとされていました。

そこで、消費者庁の設立に伴い、より消費者に分かりやすい表示方法に変更することを目的に検討が進められ、食品衛生法、JAS法、健康増進法の三法について一括統合整理する法律として食品表示法が平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

食品表示法の施行により、従来、食品衛生法に基づき定められていた食品及び添加物に関する表示の基準が、食品表示法に基づき定められることとなりました。

○ G L P (Good Laboratory Practice:試験検査業務の適正管理運営基準)

食品の採取・運搬・保管、検査の実施、機械器具の保守管理、試薬の管理、書類の作成・保管、検査結果の報告など、検査に関するすべての業務に対して信頼性を確保するために作成する基準をいいます。

○ 成分規格

食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品の成分を定めた規格をいいます。

清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品、魚肉練り製品などに基準が設けられています。

た

○ 大量調理施設衛生管理マニュアル

平成9年3月24日付けて、厚生労働省の通知により、集団給食施設等における食中毒を予防するためにHACCPの概念に基づき、調理過程における重要な管理事項等を示したものです。集団給食施設等においては、重要管理事項について点検・記録を行い、必要な改善措置を講じる必要があります。本マニュアルは、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用します。

○ 腸炎ビブリオ

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

海水中に存在し、海水温が20℃以上、最低気温が15℃以上になると海水中で大量に増殖し、魚介類に付着して陸上に運ばれます。この菌による食中毒は7月から10月の夏期に発生が多くなります。

《 食中毒症状 》

感染後約12時間の潜伏期間。

腹痛、激しい下痢、嘔気、嘔吐、発熱

《 主な食中毒原因食品 》

魚介類の刺身など

《 対 策 》

魚介類を調理する前に真水でよく洗う。

食品の温度管理(4℃以下の低温保存)の徹底

○ 腸管出血性大腸菌〇157

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

《 特 徴 》

動物の腸管内に生息し、糞尿を介して食品や飲料水を汚染します。

少量の菌で発病することがあり、感染による患者数は多くないが、特に乳幼児や高齢者では重症化する危険性があるため注意が必要です。

加熱や消毒処理に弱いため、食品を十分に加熱調理して食べれば、食中毒は防げます。

《 食中毒症状 》

感染後1～10日間の潜伏期間

初期の風邪様の症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便が見られます。

乳幼児や高齢者等は重症になりやすく、溶血性尿毒症候群を併発し、意識障害に至ることもあります。

《 主な食中毒原因食品 》

肉の生食、井戸水など

《 対 策 》

食肉は中心部までよく加熱する。(75℃, 1分間以上)

野菜類はよく洗浄する。食品の温度管理(低温保存)の徹底。

○ 動物用医薬品

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」において、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品です。

牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造、販売、使用については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制されています。

食品衛生法に基づき、残留基準が設定されている動物用医薬品が、その基準を超えて食品に残留していた場合、販売禁止等の措置が講じられます。

○ と畜場法

昭和28年に制定され、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜処理が適正に行われるよう、と畜場設置の許可及びと畜場の衛生確保、獣畜のとさつ解体時の検査についての規制や措置を講じ、健康の保護を図ることを目的としています。

「と畜場」とは、食用に供する目的で、牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設です。

な

○ 認定小規模食鳥処理場

各年度の食鳥(鶏、あひる、七面鳥)の処理羽数が30万羽以下の小規模な食鳥処理場で、食鳥処理業者が、市長が認めた方法で異常の有無の確認を行った場合は、食鳥検査が免除されます。

(食鳥、食鳥検査等については、P23「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」を参照してください。)

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、また品質に関する適正な表示を行わせることによって、消費者の選択に資することを目的として昭和25年に制定されました。

通称「JAS法」と呼ばれ、農林水産大臣が制定した日本農林規格による格付検査に合格した製品にJASマークを付けることを認めるJAS規格の制度と、品質表示基準に従った表示を全ての飲食料品の製造業者又は販売業者に義務付ける品質表示基準の制度の2つの制度からなります。

○ ノロウイルス

冬季に多発する食中毒や感染症の原因物質です。

人の便とともに排泄され、下水、河川、沿岸海域へと流れ込み、カキや赤貝等の二枚貝に蓄積され、その貝類を生や加熱不十分な状態で食べることによって感染します。また、人から人への感染が問題となっています。

《 特 徴 》

原因食品が特定できず、ウイルスに感染した食品取扱者が食品を汚染する（二次汚染）ことが原因となっているケースが多いとされているほか、二枚貝の生食によって発症することがある。

アルコールに抵抗性がある。(アルコール消毒は効果が薄い。)

少量のウイルスでも発症するなど、非常に感染力が強い。

《 食中毒症状 》

主症状は、下痢、嘔吐、吐き気、腹痛、発熱

潜伏時間は24~48時間

《 対 策 》

二枚貝は中心部まで十分に加熱する。(85~90℃, 90秒以上)

野菜などの生鮮食品は十分に洗浄する。

手指をよく洗浄する。

感染者の便、嘔吐物に接触しない。（＊便や嘔吐物を適切に処理する）

は

○ HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）

食品の衛生管理手法の一つです。

原材料から製品に至る各製造工程のうち、重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法をいいます。

- PCR法（ピーシーアール法：*Polymerase Chain Reaction*ポリメラーゼ連鎖反応法）
目的のDNAを機械的に増幅させる検査方法です。
本検査法によって、簡単に微量のDNAから標的のDNAを大量に複製し解析することができ、遺伝子組換え食品の検査、ウイルスや病原菌の検出など様々な用途に応用されています。
- ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（京都府条例）
昭和51年7月23日に制定(平成22年10月改正)された京都府の条例です。
ふぐの処理及び販売に関して必要な規制措置を行うことにより、ふぐ毒による危害の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とします。
有毒部位（ふぐの肝臓や卵巣など）を取り除くためには、免許を持ったふぐ処理師が保健所に認められた施設で処理しなければなりません。処理が行われていないふぐは、食品として調理し、販売してはいけません。

○ ポジティブリスト制度

平成15年の食品衛生法の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、原則として一律基準(0.01ppm)で規制して、残留等を認めるものについてリスト化するポジティブリスト制度が導入され、平成18年5月29日から施行されました。これによって残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が、原則禁止となりました。

ま

○ みやこ健康・安全ねっと（健康危機管理情報電子メール配信）

京都市公式ホームページから登録を済ませた方の携帯電話やパソコンに電子メールで、市内での食中毒の発生情報や注意喚起、予防策などを配信しています。

○ 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度

食品等事業者が取り組んでいる自主的な衛生管理を評価し、一定の基準を満たしている営業施設を認証していく制度です。

食品等事業者自らが、調理・製造工程をマニュアル化し、各種記録を保存するなど、自主的に衛生管理を実施していくことで、食中毒等の危害の発生を未然に防止することを目的としています。

平成27年2月末までに117施設が認証を取得されています。

ら

○ リスクコミュニケーション

食品の安全確保に関する情報を公開し、市民、食品等事業者及び行政の間で、食に関するリスクを認識し、分析する過程において得られた情報や意見を双方向で交換することです。これにより、行政は、市民や食品等事業者の意見を食品衛生に関する施策に反映させていきます。

○ リステリア

食中毒を引き起こす細菌の1つです。

日本では、食中毒による報告事例はあまりありませんが、諸外国では多く報告されています。

《 特 徴 》

家畜、野生動物、河川、下水等、自然界に広く分布

4℃以下の低温でも増殖可能で、65℃、数分の加熱で死滅

《 食中毒症状 》

潜伏期間 24時間～数週間（幅が広い）

主 症 状 健怠感、発熱を伴うカゼ様症状

妊娠、乳幼児、高齢者では重症になることがある

《 主な原因食品 》

ナチュラルチーズ、生ハム、肉や魚のパテ、スマートサーモン

《 対 策 》

期限内に食べるようにし、開封後は期限に関わらず速やかに消費する。冷蔵庫を過信しない。